

2011 年 4 月 4 日制定

日本建築学会近畿支部 災害対応ネットワーク委員長
日本建築学会災害委員会 近畿支部担当委員
西山 峰広

2011 年東北地方太平洋沖地震災害調査について、日本建築学会近畿支部は以下の事項に従い、調査を行うものとする。

（1）東北地方太平洋沖地震調査復興支援本部（以下、支援本部）より示された「日本建築学会 平成 23 年(2011)年東北地方太平洋沖地震災害調査ガイドライン」に従う。

（2）調査団は、日本建築学会近畿支部常置研究部会単位以上で構成することを原則とする。

（3）調査団を形成する予定がある部会等は、「日本建築学会 東北地方太平洋沖地震災害調査実施要領（案）」記載の調査団登録様式に従って、支援本部に登録するとともに、災害対応ネットワークにも登録する。

（4）調査団は、調査結果の概要を支援本部に報告するとともに、災害対応ネットワークにも報告する。

（5）調査対象地域の支部より近畿支部に調査協力の要請があった場合には、災害対応ネットワークは該当する研究部会にすみやかに情報を提供し、調査団の組織を依頼する。

（6）災害対応ネットワーク構成員は、日本建築学会以外の調査団に所属する場合においても、当該調査団の所属組織、調査地域、調査目的などの情報を、可能な限り災害対応ネットワークに提供するものとする。